

耐震改修計画評定委員会（名古屋委員会）設置及び運営要領

平成25年9月3日制定

公益社団法人ロングライフビル推進協会

（委員会の設置）

- 第1条 耐震診断・耐震改修計画評定業務要綱（以下「業務要綱」という。）第6条第2項に基づき、公益社団法人ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）に耐震改修計画評定委員会（名古屋委員会）（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、業務要綱第5条第1項の評定を当委員会の評定報告書に基づいて行う耐震改修計画の評定に係る審議を行う。
- 3 委員会は、建築構造に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者委員」という。）及び建築構造に関し10年以上の実務経験を有する者（以下「実務経験者委員」という。）10名以上20名以下（そのうち外部の学識経験者及び外部の実務経験者の占める構成比が過半数以上）で構成する。

（委員の委嘱及び任期）

- 第2条 委員長及び委員は会長が委嘱する。
- 2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。
- 3 交代による場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 増員による場合の任期は、現任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

- 第3条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の議事を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が職務を代理する。
- 4 委員会は、名古屋市内で開催する。

（定足数）

- 第4条 委員会において議決を要する会議は、学識経験者委員3名以上を含む4名以上の委員の出席をもって成立する。
- 2 委員からの書面その他により意見又は賛否の意思表示は、当該委員が出席した場合のもののみならずものとする。

（審議）

- 第5条 委員会による耐震改修計画の評定にかかる審議は、出席委員の過半数以上の賛成をもって議決する。

（評定部会）

- 第6条 委員会は、下部審査機関として評定部会を設ける。
- 2 評定部会は、原則として委員会の学識経験者委員2名及び実務経験者委員2名をもって構成する。
- 3 評定部会の委員及び主査は委員長が選任する。

（事務局）

- 第7条 委員会事務局は協会事務局が行う。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行にあわせて、「耐震改修評定委員会設置等要領」（平成14年11月18日施行、決裁番号524号）は廃止する。

(附 則)

この要領は、平成25年10月25日から施行する。